



# こんな時は、 消費者ホットラインに 電話しよう!



消費者教育推進大使もずやん

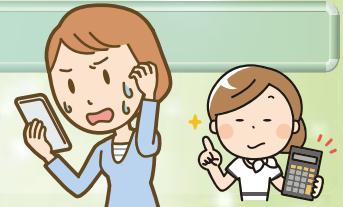
## ケース1 “簡単に稼げる” アルバイトのはずが・・・

SNS で知り合った人から、「簡単に稼げるアルバイトがある」と電話で勧誘され、言われたとおりに登録した。後日、マニュアルだけが送られてきて、「説明を受けるためには 10 万円が必要」と言われ支払ってしまった。



## ケース2 エステの契約を解約したい!

2年間通い放題の脱毛エステの契約をした。「予約が取りづらいため、解約をしたい」と言ったら、高額な解約手数料が必要と言われた。



## ケース3 占いで高額な支払いをしてしまった!

SNS の広告から「無料」と書かれた占いサイトに登録した。途中から有料となったので、「やめたい」と伝えたら、「ここでやめると不幸になる」などと言われ引き止められた。不安になって、高額なお金を支払い、占いを続けてしまった。



## 消費者ホットライン <sup>いやや</sup>188番とは?

お住まいの地域の消費生活センター等の相談窓口をご案内する全国共通の3桁の電話番号です。

消費生活に関するトラブルで困ったときは、一人で悩まずに、消費者ホットライン 188 番(局番なし)にご相談ください!



## 消費生活センターはどんなところ?



商品の購入やサービスの利用に関する契約トラブルなどの相談を受け付けています。

契約に関する専門知識を持った消費生活相談員が相談内容を聴き取り、問題解決に向けたアドバイスや、必要に応じて専門機関の紹介などを行っています。

# 消費者ホットラインに相談すると・・・

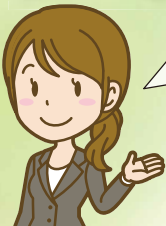
## ケース1 “簡単に稼げる” アルバイトのはずが・・・



事業者から電話で勧誘を受けた契約であれば、クーリング・オフの対象になる場合があります。  
「クーリング・オフ」とは、一定の期間内であれば無条件で申込みの撤回や契約の解除ができる制度です。  
簡単にお金を稼ぐ方法はありません。怪しい誘いには絶対に応じないようにしましょう。



## ケース2 エステの契約を解約したい！



エステや語学教室のように、有料のサービスを継続的に受ける契約は中途解約ができる場合があります。  
また、中途解約する時に事業者が消費者に請求できる費用の上限額は法律で定められています。  
契約前に、契約内容や料金、途中でやめた場合の清算方法などを確認しましょう。



## ケース3 占いで高額な支払いをしてしまった！



霊感等の特別な能力により、消費者の不安をあおり、又は不安を抱いていることに乗じて、お金を支払わせる手口を霊感商法といいます。このような手口により消費者が困惑し、契約をした場合は、契約を取り消すことができる場合があります。不安につけこむ霊感商法には気をつけましょう。

令和5年1月5日に改正消費者契約法が施行されました。霊感等の知見を用いた告知による勧誘に対する取消権を行使できる期間は、困り、とまどい、精神的に自由な判断ができない状態から脱したときから3年、契約から10年になりました。



## このような場合にも相談してください！

### 送り付け商法

身に覚えのない商品が着払いで届いた



### 定期購入

1回だけのつもりが、2回目の商品が届いた



### デート商法

マッチングアプリ等で知り合った異性から高額な商品を購入させられた



### 製品事故

モバイルバッテリーが突然発火した



## 令和4年4月から、成年年齢が18歳に引き下げられました。

成年になると、保護者などの同意なしに様々な契約が一人でできるようになる一方で、責任も生じます。契約をするときには、本当に必要かよく考え、周りの人の意見も聞いて慎重に行いましょう！

## 大阪府消費生活センター

〒559-0034 大阪市住之江区南港北 2-1-10  
ATC ITM 棟 3 階

理解度チェックにも挑戦してみよう



大阪府若者向け消費者教育情報サイト



お笑い芸人が消費者トラブルを分かりやすく解説するコントもあります！



大阪府では、SDGsの推進を図り、SDGs先進都市をめざしています。消費生活相談は、SDGsに掲げる17のゴールのうち、「12. つくる責任 つかう責任」のゴール達成に寄与するものです。

令和5年3月